

第1章 オープンデータの意義について

第1節 地方公共団体を取り巻く状況とオープンデータ活用の意義

1 地方公共団体を取り巻く状況

(1) 日本政府の取組動向

行政の透明性を高め、国民の参画や行政と国民との協働を促進するオープンガバメントの流れを受けて、公共データを広く展開し活用することにより、国民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、我が国の社会経済全体の発展にも有効であることからオープンデータが推進されている。

政府は、平成24年7月に、「政府自ら積極的に公共データを公開すること」「機械判読可能な形式で公開すること」「営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること」「取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと」の4項目を基本原則とする「電子行政オープンデータ戦略」を策定した。この中で公共データの活用を促進する意義・目的として「透明性・信頼性の向上」「国民参加・官民協働の推進」「経済の活性化・行政の効率化」を掲げている。

翌年の平成25年6月には、成長戦略にも位置づけられた新たなIT総合戦略として「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、この中で「公共データの民間開放の推進」という項目を掲げ、国の取組方針を明示するとともに、地方公共団体が保有する多様で膨大なデータ公開の推進を示唆している。

また、平成25年6月のG8サミットにおいて、首脳宣言にオープンデータの推進が盛り込まれ、これを踏まえた具体的な取組内容やスケジュールについて記述された「オープンデータ憲章」と付属文書が合意された。

我が国においては、主に内閣官房のIT総合戦略本部、総務省、経済産業省及び国土交通省等がオープンデータについて取り組んでおり、以下にその取組状況を示す。

【内閣官房 IT総合戦略本部】

上に述べた政府横断的な取組に係る主な状況は以下のとおり。

「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」において重点分野とされたデータ（白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報）などを掲載している「データカタログサイト（DATA.GO.JP）」を公開している。

平成26年6月には、オープンデータの取組の一つである「二次利用を促進する利用ルールの整備」に関し、各府省ホームページで公開するコンテンツの二次利用を広く認めるため、各府省ホームページの新たな利用規約「政府標準利用規約（第1.0版）」を決定している。

また、地方公共団体のオープンデータの取組を促進するため、内閣官房の電子行政オー

オープンデータ実務者会議のワーキンググループの下に自治体普及作業部会を設置した。ここに複数の地方公共団体が参加し、取組に当たっての考え方の整理を行い、平成 27 年 2 月に「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」及びその補足資料である「オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書～」を公表した。

【総務省】

オープンデータを幅広い主体で活用するため、実証実験を地方公共団体と連携して数多く実施している。（「自治体行政情報」、「社会資本情報」、「観光情報」、「防災情報」、「公共交通情報」、「統計情報・データカタログ」、「花粉症関連情報」など）

また、総務省保有の情報通信白書・情報通信統計データベースのオープンデータ化は、平成 25 年 4 月より実施し、機械判読に適しており二次利用が容易なデータ形式（CSV）で公開している。

平成 26 年 3 月には、地方公共団体の電子自治体に係る取組を一層促進することを目的として、「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」を公表した。

その中の指針 7 において「オープンデータの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズの精査及び推進体制の整備」として示しており、地方公共団体のオープンデータの推進を積極的に行っていく方針を打ち出している。

また、観光情報等の地域横断的な情報の取得が可能となることが望ましい情報を一つのデータベースに集約し、民間事業者を含む様々な主体が利用可能とするためのシステムである「公共クラウドシステム」を構築しており、平成 26 年度中の公開が予定されている。

【経済産業省】

平成 24 年 7 月に「DATA METI 構想」を公表し、経済産業省が保有するデータを対象にデータ公開環境整備を行うとともに、公開データを活用したビジネスが展開する社会基盤を整えることを推進している。

平成 25 年 1 月にオープンデータの実現を推進するための実証用サイト「Open DATA METI」（β版）を公開し、経済産業省の保有データを二次利用可能な形式で公開し、民間の活用の促進を図っている。このサイトは、政府機関初のデータカタログサイトで白書、統計等のデータを公開し、かつ、CKAN及びクリエイティブ・コモンズ（CC）ライセンスを率先して採用した。また、オープンデータを利用したシステム間の連携やデータの二次利用を円滑にするために、用語の参照辞書や各種データの同一性を確認ができる共通語彙基盤の整備を実施している。

平成 26 年 11 月には、オープンデータを活用したビジネス創出のためのマッチング支援サイトを公開した。

【国土交通省】

平成 19 年に施行された地理空間情報活用推進基本法及び平成 24 年 3 月に閣議決定された新たな地理空間情報活用推進基本計画に基づき、政府全体の取りまとめとして、地理空間情報高度活用社会（G 空間社会）の実現に向けた様々な施策に取り組んでいる。そのため、様々な情報を検索・閲覧・入手できる地理空間情報ライブラリーや、Web 上で様々な情報の重ね合わせができる地理院地図の充実などを推進している。

また、平成 26 年 7 月に公開された 2050 年を見据えた国土づくりの理念や考え方を示す「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」では、「時代の潮流と課題」において、「利用可能となったビッグデータが様々なイノベーションを生み出し、また、オープンデータを活用して、多様な主体が公の担い手として活動することができるようにする必要がある」としている。具体的な推進方策として、医療、福祉、買い物、商業、交通等の様々な地理空間情報の整備を推進するとともに、可能な限りオープンデータ化し、GIS を活用して共通のプラットフォーム上で「見える化」を図ることなどが示されている。

【オープンデータ流通推進コンソーシアム】

オープンデータ流通環境の実現に向けた基盤整備を推進することを目的として平成 24 年 7 月に、産官学が共同で「オープンデータ流通推進コンソーシアム」を設立し、総務省と連携して「オープンデータ推進に向けた課題解決に関する研究活動（技術標準やライセンスのあり方等の検討）」や「オープンデータ推進の普及啓発活動」を行っている。

平成 26 年 7 月に公共機関が保有する公共データをオープンデータ化するに当たり必要となる利用ルールや技術的事項に係る知識等を取りまとめた「オープンデータガイド第 1 版～オープンデータのためのルール・技術の手引き～」を公開した。

なお、10 月に今後のオープンデータ公開の推進、公開したデータと組み合わせビッグデータとして利活用を推進するため、オープンデータ流通推進コンソーシアムを継承して、一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（VLED）が設立された。

図表 1 政府のオープンデータに関する主な取組

年月	政府の主な取組
平成 24 年 7 月	I T 戦略本部「電子行政オープンデータ戦略」策定
平成 24 年 7 月	オープンデータ流通推進コンソーシアム設立
平成 24 年 11 月	電子行政オープンデータ実務者会議設置
平成 25 年 1 月	経済産業省 「Open DATA METI」(β版) 公開
平成 25 年 4 月	総務省 情報通信白書及び情報通信統計データベースのオープンデータ化
平成 25 年 6 月	「日本再興戦略」、「世界最先端 I T 国家創造宣言」 I T 総合戦略本部「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」 総務省 統計におけるオープンデータ高度化(A P I 機能、統計 G I S 機能) G 8 サミットで 「オープンデータ憲章」に合意
平成 25 年 10 月	各府省 C I O 連絡会議「日本のオープンデータ憲章アクションプラン」策定
平成 25 年 12 月	内閣官房 政府データカタログサイト試行版「DATA. GO. J P」公開
平成 26 年 3 月	総務省 「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」を公表
平成 26 年 4 月	各府省 C I O 連絡会議「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」策定
平成 26 年 6 月	内閣官房 「政府標準利用規約(第 1.0 版)」を決定し全府省に通知
平成 26 年 7 月	オープンデータ流通推進コンソーシアム「オープンデータガイド第 1 版」を公開
平成 26 年 10 月	内閣官房 政府データカタログサイト「DATA. GO. J P」本格運用開始
平成 26 年 10 月	一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構(V L E D) 設立
平成 26 年 11 月	経済産業省 オープンデータを活用したマッチング支援サイトを公開
平成 27 年 2 月	内閣官房 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」及び補足の手引書を公開

(2) 地方公共団体での取組動向

地方公共団体を取り巻く状況は、少子高齢化・人口減少、生活圏域の拡大、社会経済状況の著しい変化、危機的な財政状況など大きくかつ急激に変化している。地方公共団体においては、おおむね、厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど地域・住民の多種多様化するニーズに対して主体的に対応することが必要な状況である。

このような中、先進的な地方公共団体においては、オープンデータを活用した新たなサービスに取り組み、住民の利便性の向上、さらには住民サービスに関わる住民からの問い合わせ件数の削減による事務の効率化や事務コストの削減が期待されている。

地方公共団体にとってオープンデータは、住民が暮らしやすいまちづくりや行政の透明性が期待されており、具体的には広報効果や、市民協働など現実的な活用例が出ている。

例えば横浜市では、オープンデータによる広報行政の転換や、市民協働の促進、地域経済の活性化などを期待して取り組んでおり、千葉市では、市民協働で達成する地域課題解決や住民とのコミュニケーションなどに期待して取り組んでいる。

また、多くの地方公共団体がオープンデータの機運を盛り上げるためにオープンデータを活用したアイデアソンやハッカソンなどを開催している。毎年2月に開催されるインターナショナル・オープンデータ・デイは、開催する会場が年々増加し、平成25年2月には8会場、平成26年2月には、32会場、平成27年2月には60以上の会場で開催され、参加した地方公共団体も急増している。

現在、Webサイトにおいて、二次利用可能なライセンスでデータを公開している地方公共団体は99団体（平成27年2月時点：内閣官房IT総合戦略室による）である。昨年度と比較すると、地方公共団体におけるオープンデータの取組は広がりつつある状況である。

図表2 オープンデータを先行的に取り組んでいる地方公共団体の特徴

地方公共団体名	オープンデータ公開の特徴
会津若松市	オープンデータ利活用基盤が用意されており、オープンデータやアプリの閲覧・利用ができる。また、住民からのオープンデータに関する要望受付もこのオープンデータ利活用基盤で実施している。 環境データとして放射線量測定情報や水質情報などが公開されており、放射線量データや水質データを可視化したアプリも提供されている。
千葉市	千葉市保有建築物の敷地における地層の状態「ボーリングデータ」や出生、死亡、婚姻、離婚、死産などに関する「保健統計情報」を公開している。
流山市	中学生・高校生を対象としたアプリケーション開発イベント（ハッカソン）「Hack 4 Good Teens」を実施（連続3日で53人参加）。 オープンデータを利活用した「流山のオリジナルアプリ」を提供している。 市議会も議会の審議結果をオープンデータとして公開している。
横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市	「九都県市における避難所等の位置情報に関するオープンデータ化ガイドライン」を制定。5市において避難場所・避難所・広域避難場所・津波避難ビルの位置情報をオープンデータとして公開している。
大津市	「びわ湖大花火大会」のオープンデータ活用に対して観光名所、既設と臨時の市営駐車場・駐輪場・公衆トイレや仮設ゴミ箱等のデータをオープンデータとして提供している。また、琵琶湖花火ガイドなどのアプリが提供されている。
須坂市	市民からオープンデータの提案を受け付ける「市民提案型オープンデータ」に取り組んでいる。
金沢市	充実した施設データと画像データを公開している。画像データは、専用の画像オープンデータサイトを公開している。

2 オープンデータ活用の意義

政府は前述のとおり、オープンデータの意義・目的について「透明性・信頼性の向上」「国民参加・官民協働の推進」「経済の活性化・行政の効率化」の3点を掲げている。地方公共団体においては、この3点に加え、オープンデータを活用した地域の課題解決という観点も必要である。

課題には、大多数の地方公共団体が抱える共通の課題と個々の地方公共団体が有する地域特性により発生する課題がある。例えば、地域住民の安心・安全の確保、子育て支援、高齢者対策等の福祉・保健衛生などは共通の課題であり、オープンデータに取り組んでいる地方公共団体は、関係するデータを広く公開することで施策内容を住民に周知し、理解の向上を試みている。また、人口の過密化・過疎化、産業空洞化、歴史文化の伝承・保存などの地域特性を持つ課題には、地域住民やコミュニティなどから解決に向けて意見や対応策を広く聞き、行政と住民が協働して地域に最適な課題解決方法を導くためにオープンデータを活用することは有効であると考えられる。

地方公共団体が抱える地域課題は様々なものがあり、その解決手法も数多く存在するが、オープンデータはその課題を解決する手段の一つとして用いていくことは、行政と住民が互いに地域課題を認識し、より効果的な住民サービスの提供又は収受に大きく貢献するものと考えられる。

そのため、地方公共団体においては、地域課題の解決の手段としてオープンデータに取り組むことも重要である。